

議案第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 第1条関係（議案集(2) 7ページ）

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
	現行	再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員 以外の職員	1.125月	1.175月	0.25月	0.625月	0.675月	0.10月
	管理職員	0.925月	0.975月	0.25月	0.525月	0.575月	0.10月
	改正後	再任用職員以外の職員			再任用職員		
6月		12月	3月	6月	12月	3月	
管理職員 以外の職員	1.125月 (改正なし)	1.175月 (改正なし)	<u>0.10月</u> (-0.15月)	0.625月 (改正なし)	0.675月 (改正なし)	<u>0.05月</u> (-0.05月)	
管理職員	0.925月 (改正なし)	0.975月 (改正なし)	<u>0.10月</u> (-0.15月)	0.525月 (改正なし)	0.575月 (改正なし)	<u>0.05月</u> (-0.05月)	

2 第2条関係（議案集(2) 7ページ）

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
	改正後	再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員 以外の職員	<u>1.05月</u> (-0.075月)	<u>1.10月</u> (-0.075月)	0.25月 (+0.15月)	<u>0.60月</u> (-0.025月)	<u>0.65月</u> (+0.025月)	0.10月 (+0.05)
	管理職員	<u>0.85月</u> (-0.075月)	<u>0.90月</u> (-0.075月)	0.25月 (+0.15月)	<u>0.50月</u> (-0.025月)	<u>0.55月</u> (+0.025月)	0.10月 (+0.05)

3 施行期日（議案集(2) 8ページ）

1については公布の日、2については令和4年4月1日